

情産委 24-17  
平成 24 年 1 月 27 日

一般財団法人知的財産研究所「デジタル社会における  
デザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査  
研究」委員会 御中

一般社団法人情報サービス産業協会  
企画委員会知的財産部会

### 第 3 回委員会資料「論点整理」に対する意見

上記の件について、下記のとおり意見を提出いたしますので、ご高配賜りたく  
お願い申し上げます。

#### 記

#### 論点 1：物品との一体性要件について

一体性要件維持については、賛成する。

制限 1 に対する間接侵害拡充については、製品とプログラムを別々に譲渡することにより意図的に権利侵害を免れるといった行為を許すべきではないとの見解には賛成する。ただし、広範囲に拡充すると、意匠権登録された物品での利用を主目的としていないプログラムの生産、譲渡であっても対象となることになり、一体性要件を維持する制度趣旨が著しく損なわれるおそれがある。間接侵害拡充の方向性及び範囲についてはその影響を考え、慎重に検討を行っていただきたい。

制限 2 への対応方針である多物品一出願制度導入については、異論はない。

#### 論点 2：機能・操作要件について

機能・操作要件については、撤廃すべきとの事務局案に対して、維持すべきと考える。

機能・操作要件の撤廃により、現行制度上保護対象外である電子計算機等の操作画像その他広範囲の画面が対象となるが、これによる影響はデメリットが大きいと考える。画面のデザインは、ユーザインターフェースと一体のものであり、利用者(エンタープライズ系システムのユーザ企業)の使い勝手を重視すれば、類似したデザインを敢えて選択せざるを得ないという特性がある。著作権、商標権、特許・実用新案権の侵害及び不正競争にあたらぬ範囲で利用者視点を

重視しながら開発を行うのが情報サービス事業者における基本的姿勢であるが、電子計算機の操作画像等へ意匠権保護が拡大することにより、画面デザイン開発の自由度が制約を受け、利用者の利便性が低下し、ユーザ企業の事業活動への障害、ひいては我が国産業界全体の活力が損なわれる懸念がある。

また、情報サービス産業においては、利用者が画面デザインを含む外部仕様を決定することも多いが、その場合であってもシステムを構築する事業者権利侵害回避のための対応、コスト負担といった事業活動への影響が生じ得る。特に、論点 1 と関連して、プログラム単独での生産、譲渡が間接侵害拡充により侵害とされることとなると、プログラム開発・ASP サービス等を業とする事業者においても対応が必須となり事業活動の萎縮の懸念が生じる。極めて独創的な画面デザインについて保護の必要性は理解できるが、機能性の要求から画面デザインの開発に制約が生じるエンタープライズ系システムについては、機能・操作要件の撤廃による保護範囲拡大はメリットよりもデメリットの方が大きいと考える。

上記の懸念は、いずれも企業向け情報システムのユーザ及び開発事業者にとって世界共通の問題となり得るものである。国際的な制度調和という観点については、日本の制度を他国に合わせるという視点以外に、各国における企業の事業活動を萎縮させない適切な保護の在り方について、日本から世界に検討を働きかけることも考えられるのではなかろうか。

### 論点 3：その他

論点 3 については、特に意見はない。

### 留意をお願いしたい事項

「論点整理」には企業アンケート結果が掲載されているが、当該アンケートの回答率は 10%強と低く、必ずしも産業界の全体的な意見を反映しているとはいえない。回答率の低さは、現状意匠法による保護を受けていない若しくは必要としていないことに起因する制度利用の実感の乏しさ、ないしは意匠法改正による影響が不明であることの表れと見ることも可能である。また、アンケート結果の一部のみの掲載では、アンケートに回答した企業の総意を読み取ることができない。アンケート結果の利用に際してはミスリードのないよう十分配慮いただきたい。

以上